春日部大凧あげ祭りにおける出店規約

（目的）

第１条　この規約は、春日部大凧あげ祭り実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主管する行事を、市民及び観光客（以下「市民等」という。）が安全で安心して楽しめるものとするため、各行事における露店等の出店に関して必要な事項を定める。

（適用範囲）

第２条　この規約は、実行委員会が主管する行事において、実行委員会が管理する区域内に、飲食その他の物販等を目的として出店しようとするすべての者及び団体（以下「出店申請者」という。）に適用する。

（運営）

第３条　第１条の目的を達成するため、実行委員会は必要に応じて必要な事務を執り行う。

（出店の届出）

第４条　出店申請者は、各行事の実行委員会等に対して「春日部大凧あげ祭り出店申請書兼誓約書」、申請者本人確認書面の写し（運転免許証、パスポート等、氏名、住所及び生年月日が記載されている顔写真付の写しで鮮明なもの）及び出店従事者名簿（以下「申請書兼誓約書」という。）（様式１号）、春日部大凧あげ祭り出店品目内訳書（様式２号）をあらかじめ定められた期限までに提出し、出店許可を受けなければならない。

２　前項の出店申請者が複数の場合は、各人が「申請書兼誓約書」、「出店品目内訳書」を提出しなければならない。

３　第１項の出店申請において、出店従事者が複数の場合、出店従事者名簿に代表者を含む従事者を記入し、全員の本人確認書面の写しを提出しなければならない。

（出店基準等）

第５条　実行委員会等は、前条に定める申請書兼誓約書を調査し、出店申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、出店を許可しないものとする。

(1)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と不適切な関係を有する者（以下「暴力団員等」をいう。）

(2)　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等がその事業活動を支配するもの。

(3)　法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員等であるもの。

(4)　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するもの。

(5)　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与しているもの。

(6)　粗野な言動等により、市民等に不快な思いをさせる行為をするおそれのある者又は行事の品位を損なう恐れがあると実行委員会等が認めたもの。

２　実行委員会等は、出店申請者が前項各号のいずれにも該当しないことを確認した場合においては、「出店許可証」（様式３号）を出店申請者に交付する。

（名義貸しの禁止）

第６条　　出店許可は、出店申請者のうち許可を受けた者本人（以下「出店者」という。）にするものであり、名義貸しについてはこれを禁止する。

２　申請書兼誓約書に記載された出店者以外の者は営業に従事することができない。

（許可の取消し）

第７条　　実行委員会等は、出店を許可した場合においても、出店者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、直ちに出店許可を取り消し、以後の出店を認めないことができる。

(1)　第５条第１項各号に該当することが判明した場合

(2)　第６条各項に違反した場合

(3)　市民等又は実行委員会等に対して、暴力的若しくは脅迫的な言動を用いた場合又は不当な要求行為を行った場合

(4)　偽計若しくは威力を用いて実行委員会関係者の信用を棄損し、又は業務を妨害した場合

(5)　各種法令に基づく必要な手続きを行わない場合

(6)　第 10 条又は第 11 条の規定を遵守せず、又は実行委員会等の指示に従わない場合

（通報報告）

第８条　　出店者は、暴力団員等から不当要求又は業務妨害等の不当介入若しくは犯罪被害を受けた場合には、実行委員会等及び警察への通報等必要な措置を講じるものとする。

（出店許可等の携行・提示）

第９条　　出店者は営業に際して、実行委員会等が発行した「出店許可証」を店舗の見えやすい場所に提示するとともに、出店者が出店申請者と同一人であることを証する本人確認書面（官公庁が発行する氏名、住所及び生年月日が記載されている運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付のもの）を携行しなければならない。

（出店者の遵守事項）

第 10 条　　出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　法律で禁止されている物品、品位を損なう物品等を販売しないこと。

(2)　火気を伴う営業は、消火器を常設すること。

(3)　出店場所付近の形状の変更を伴う工作をしないこと。

(4)　ゴミ類は整理整頓し常に清潔を保ち、出店場所付近を含めた環境美化に努めること。

(5)　交通法令を遵守し、物品の搬出入にあたっては交通の支障にならないよう努めること。

(6)　行事終了後は、使用前の状態に復すること。

(7)　実行委員会等の指示があるときは、その指示に従うこと。

（撤去等の措置）

第 11 条　実行委員会等は、本規約に違反する出店者に対して、露天の撤去等必要な措置を命ずることができるものとし、これによって出店者に損害が生じたとしても実行委員会等は何らこれを賠償しないものとする。

この場合、撤去等に要する費用は全て出店者の負担とする。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、令和元年１１月１５日から施行する